

藤岡市勤怠管理システム導入業務プロポーザル選定基準

藤岡市勤怠管理システム導入業務プロポーザルは、企画提案書の内容、見積書などの資料を基に次に掲げる評価基準により評価し、1次審査では評価点の上位3社程度を1次審査通過者とし、2次審査では1次審査との合計点が最上位の者を優先候補者に選定する。

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

なお、評価点は評価者全員の平均点（小数点第1位以下四捨五入）とする。

1. 1次審査

項目	評価基準	配点
システム機能要件	システム機能は十分なものを備えているか。	100点
提案金額	示した金額が上限額を超えた場合を0点とし、最も低い額を示した応募者を最上位点。続いて2番目以降の低い額を示した応募者は、それぞれ最も低い額と上限額との比率を用いて算出。	40点
事業遂行能力	経営規模・利用保障面で不安がなく、本事業の遂行及び維持するための能力が十分にあるか。	30点
システム要件	データの出力など業務処理以外にも利用できる機能を有しており、業務に係る職員の負荷軽減に関する具体的な説明があるか。	80点
運用・保守体制	アクセスログや操作ログなどの記録管理やアクセス制御などの機能は十分に備わっているか。	50点
合計		300点

2. 2次審査

項目	評価基準	配点
提案者の姿勢	本事業に取り組む提案者の姿勢や、プレゼンテーションが理解しやすい説明・内容であるか。	20点
事業遂行能力	導入から運用までの遂行及び維持するための方針や体制が具体的に示されているか。	30点
システムの操作性	職員が使いやすいシステムであり、画面等が見易い工夫がされているか。	60点
システムの有効性	提案システムは事務の効率化・迅速化及び正確化に有効なシステムであるか。	60点
システムの拡張性	提案システムが将来の業務拡大に対応できるシステムであるか。	30点
合計		200点

3. 選定結果

選定結果については、次の方法により通知する。

(1) 1次審査

令和5年3月10日（金曜）に全参加者に対し電子メールで通知するとともに、同日以降に文書を発送する。

(2) 2次審査

令和5年3月27日（月曜）に2次審査対象の全参加者に対し、電子メールで通知するとともに、同日以降に文書を発送する。また、藤岡市ホームページでも公表する。

4. 評価者

提出された企画提案書などに基づいて評価する評価者は次の5人とする。

- ①総務部長
- ②総務部職員課長
- ③総務部総務課長
- ④総務課デジタル化推進係長
- ⑤企画部企画課長